

# 地域医療介護総合確保基金の概要

- 「団塊の世代」の方々が全て75歳以上となり、高齢化が一段と進行する2025年を見据え、国は、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための地域医療介護総合確保基金を創設。
- 国から交付される交付金に県の一般財源を追加して、県に基金を造成し、県が作成する計画に掲載された事業に活用する。（基金の負担割合：国2／3、都道府県1／3）

## 1 対象事業

- 1 病床の機能分化・連携のために必要な事業  
地域医療構想(ビジョン)の達成に向けた医療機関の施設・設備の整備を推進するための事業 等
- 2 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業
  - (1) 在宅医療を推進するための事業
  - (2) 介護サービスの施設・設備の整備を推進するための事業 等
- 3 医療従事者等の確保・養成
  - (1) 医師確保のための事業
  - (2) 看護職員の確保のための事業
  - (3) 医療・介護従事者の勤務環境改善のための事業 等

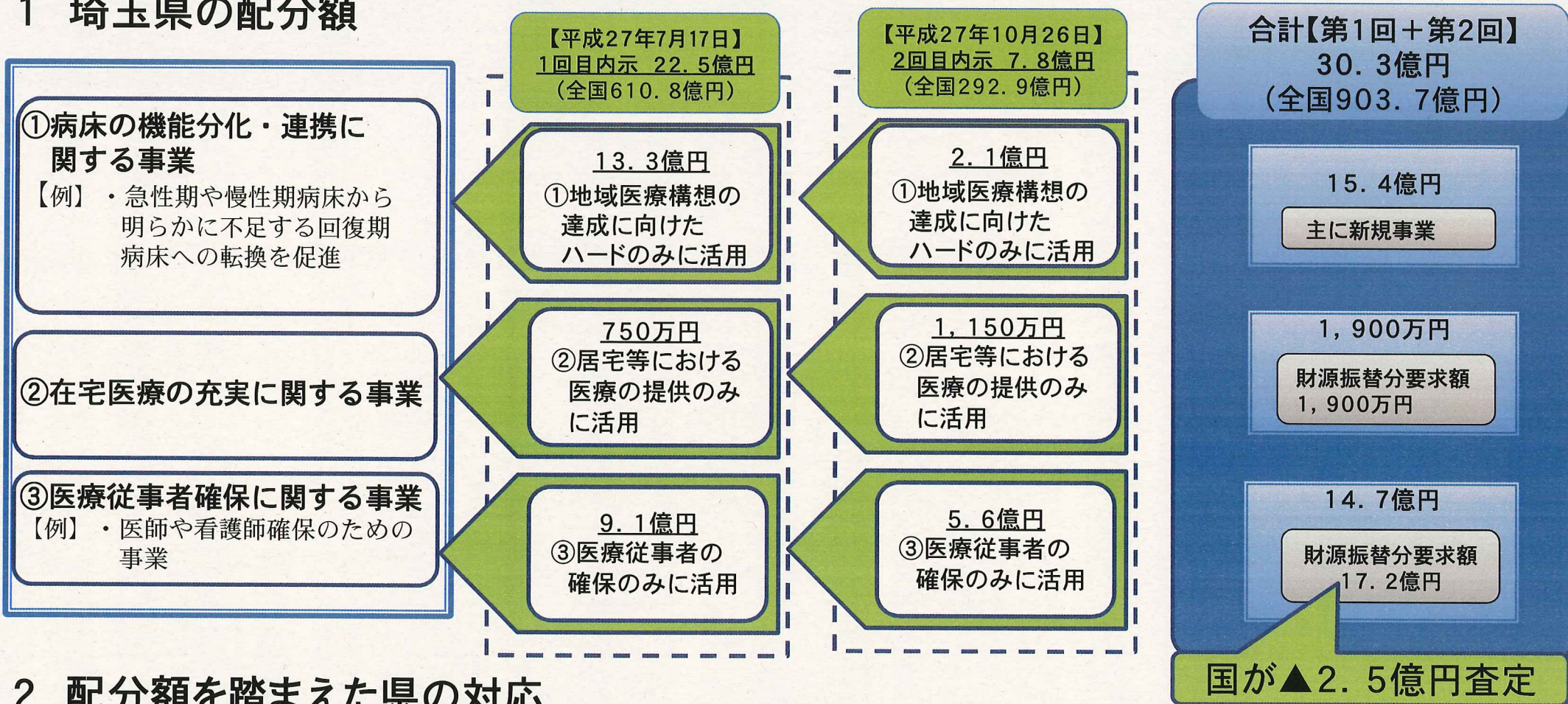
国庫補助事業から当該基金に財源が移行した分が含まれる

## 2 特徴

- 1 平成26年度に新設。
- 2 平成26年度は医療分のみ。平成27年度以降は、医療分と介護分の両方が対象となる。
- 3 当面の間、毎年度交付される。

# 平成27年度の埼玉県配分額

## 1 埼玉県の配分額



## 2 配分額を踏まえた県の対応

- 「① 病床の機能分化・連携に関する事業」については、新規事業を実施
- 「財源振替分」(従前の国庫補助金から地域医療介護総合確保基金に財源が振り替わった分)について、一部事業査定をした上で実施  
⇒ 基金への移行後に拡充していた事業を移行前の水準に戻して事業を実施